

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項

1. 目的

釧路市へのふるさと納税の促進や地元特産品等のPR・販売促進、さらに地域経済の活性化、関係人口の拡大等の相乗効果を図るため、寄附者に対し返礼の品として贈呈する商品やサービス（以下、返礼品という。）の提供をする事業者並びに返礼品を募集する。

2. 事業者の要件

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 各種法令を遵守し事業を行う者。
- ② 釧路市内に事業所を有する法人、組合、その他団体、個人（以下、事業者という。）であること。ただし、総務省告示（平成31年告示第179号）第5条第1号または第2号に合致している場合にあつてはこの限りではない。
- ③ 市町村から課税されている全税目について、未納がないこと。消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
- ④ 釧路市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- ⑤ 酒類を応募する事業者は、一般酒類小売業免許を取得している者であること。
- ⑥ 事業者の責任において発注書の管理、受付及び発送作業が行える体制が整っていること。
- ⑦ お礼の品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む）等への対応、品質の保証、クレーム対応、損害賠償が生じた場合に適切な対応が可能であり、また、その対応等について市が業務委託している事業者（以下、委託業者という。）へ速やかに報告ができること。
- ⑧ 提案した返礼品を変更・辞退する場合に委託業者へ速やかに報告できること。
- ⑨ 寄附者から問い合わせが多くあるなど、必要と認めた場合は、提案された商品の試食、試飲、目視等の返礼品の確認作業に対応ができること。（試食等のために必要となるサンプル品の提供については事業者負担。）
- ⑩ ふるさと納税の申込みに大きく影響する、返礼品の名称や画像・PRコメントへの工夫を凝らすことが可能であること。

3. 返礼品の要件

釧路市ふるさと納税返礼品に応募できる返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する募集の適正な実施に係る基準及び地方税法第37条の2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準、平成31年総務省告示第179号に掲げる基準（総務省における地場産品基準）に適合するもので、かつ次に掲げる要件をすべて満たしている商品とする。

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項

- ① 釧路市の魅力向上、PRにつながるものであること。
- ② 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ③ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

4. 返礼品の決定

- ① 釧路市及び委託業者は事業者要件、返礼品要件から返礼品の登録に係る審査を行う。
- ② 決定の可否は釧路市が行う。

5. 返礼品の価格等

- ① 返礼品の価格は、送料を除き、消費税、梱包料等の必要経費を含めること。
- ② 返礼品の価格は、市場価格を参考に設定すること。
- ③ 返礼品の内容は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでも可能とする。
- ④ 当該返礼品に対する寄附金額は、次の算式を基本としつつ、送料等も勘案したうえで釧路市が設定する。
(算式) 寄附金額＝返礼品の価格×3分の10（千円未満の端数切上げ）
- ⑤ 価格が2,700円以下（寄附額が9,000円以下）となる返礼品の企画提案書の提出にあたっては、事前に釧路市と協議して承認を得ること。
- ⑥ 定期便等を除いた返礼品の発送は、設定した寄附金額の区分1件につき1回の発送とする。

6. 返礼品の発送等

- ① 返礼品の発送については、釧路市または委託業者からの発注を受けてから発送すること。
- ② 返礼品の発送から到着までの寄附者の対応及び商品についての問い合わせやクレーム対応については、返礼品の提供事業者の責任で行うこと。
- ③ 施設利用券などのいわゆる「チケット」の配送は、釧路市または委託業者が指定した方法を利用するものとする。

7. 個人情報の保護

返礼品の発送に係る寄附者の個人情報については「釧路市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。提供事業者でなくなった場合も同様とする。

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項

8. 取扱いの中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ① 応募内容に虚偽があったとき。
- ② 「釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項」に定める要件を満たさなくなったとき。
- ③ 釧路市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- ④ その他、寄附者からの苦情が著しく多く、返礼品としての取り扱いがふさわしくないと判断される場合など。

9. 応募先及び応募方法

① 応募先

(株)日本旅行北海道 釧路支店

〒085-0027 釧路市仲浜町5番15号

TEL: 0154-99-9460 / FAX: 0154-99-9977

E-mail: kushiroshi_furusato@nta.co.jp

② 応募方法

下記③提出書類(1)(2)に必要事項を記入し、必要に応じて(3)～(6)を添付のうえ、持参、郵送により①応募先まで提出すること。

③ 提出書類

(1) (別紙1) 事業者登録書・誓約書	すべての事業者 ※1事業者につき1枚作成すること
(2) (別紙2) 返礼品企画提案書	すべての事業者 ※返礼品1件につき1枚作成すること ※「6 返礼品の掲載内容(返礼品の画像・PRコメント)」の画像データについては、電子メール、CD、DVDのいずれかにより提出すること ※データサイズは500KB～1MBとすること ※画像データのタイトルは、「事業者名(通し番号 返礼品名)」とすること

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項

(3) 市町村民税完納証明書 釧路市の場合、市役所本庁舎1階市民 税課、両行政センター、各支所にて発行	市町村に納税義務がある場合 ※申請日前3ヶ月以内のものを有効とする ※申請日時点で直近の年度分を発行
(4) 納税証明書(その3) 税務署にて発行 証明書の種類…その3 税目…消費税及地方消費税を選択し証 明書を発行	消費税及び地方消費税の納税義務がある場合 ※申請日前3ヶ月以内のものを有効とする
(5) 一般酒類小売業免許証の写し	酒類を応募する事業者
(6) 食品表示の写し	食品を応募する事業者

④ 留意事項

上記③提出書類(2)については、紙での提出のほかに、「6 返礼品の掲載内容(返礼品の画像・PRコメント)」の画像データ(データサイズは500KB~1MB)を電子メール・CD・DVDのいずれかにより提出すること。なお、画像データのタイトルは、「事業者名(通し番号 返礼品名)」(例:〇〇株式会社(〇1釧路産△△△))とすること。

※応募書類については、承認・非承認に関わらず返却しないので留意すること。

⑤ 募集期間

随時受付とする。ただし、年内掲載受付の締め切りは10月15日までとする。

※土日祝日の場合は翌日以降の平日とする。

※ふるさと納税ポータルサイトへの掲載(受付の開始)は、提案書の受付日から10日程度を目安とする。(必要情報および画像データ等に不備がない場合)

⑥ 選考等

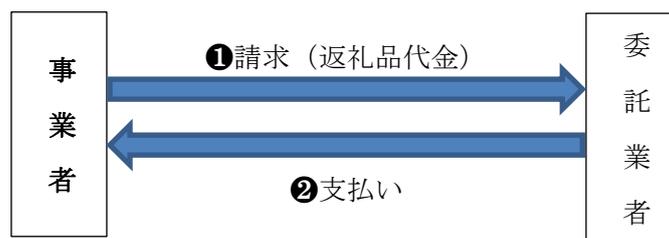
提案内容等を総合的に判断し、釧路市ふるさと納税返礼品として適当と認められる場合、その提供事業者並びに返礼品として決定し通知する。

⑦ 代金の支払い

返礼品代金は、返礼品提供事業者からの請求により、委託業者を介して支払うものとする。

※送料は、委託業者を介して直接配送業者へ支払うものとする。

釧路市ふるさと納税返礼品を提供する事業者並びに返礼品募集要項



※翌月10日までに請求 ⇒ 翌月末日までに支払い

(例：10月分の場合 11月10日までに請求 ⇒ 11月30日までに支払い)

10. その他

- ① 事業者は、おおむね2年ごとに事業者登録を更新することとし、釧路市から提出を求めた際には速やかに必要書類を提出すること。なお、総務省等の公的機関より請求があった場合は、申請書類を開示することがある。
- ② 事業者は、事業者登録の内容に変更が生じたときや登録を取消しする場合は速やかに釧路市へ報告すること。
- ③ 本要項については見直すことがある。

附 則

- 1 本要項は、令和4年6月1日から施行する。
(寄附金額に係る経過措置)
- 2 「5 返礼品の価格等」の規定に係わらず、改正前の本要項の規定に基づき寄附金額が設定された返礼品については、順次、改正後の本要項の規定に基づき寄附金額の変更を進める。